



市老連だより 10

令和 2 年 3 月 12 日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤静男

介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

新型コロナウイルスについては、各法人・施設で対応されていることと存じますが、厚生労働省からは多くの通知が出ております。各自治体を通じて、既にご案内されているかと思いますが、直近分のみ下記に記載させていただきますので、ご参照の上、引き続きご対応いただきますようお願い致します。

1. 基本的な事項

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策（咳エチケット、手洗い、アルコール消毒等）、流行地域からの帰国者等の取扱い、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応等については、次の事務連絡を参照してください。

① 社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について【3/11 付】

→ <https://www.mhlw.go.jp/content/000607061.pdf>

② 介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について【3/6 付】

→ <https://www.mhlw.go.jp/content/000605459.pdf>

2. 感染拡大防止に関する事項

職員や利用者の体温計測及び発熱等の症状がある場合の対応、面会制限や委託業者等への対応等、感染拡大防止のための対応については、次の事務連絡等を参照してください。

① 社会福祉施設等職員に対する「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐための周知について【3/9 付】

→ <https://www.mhlw.go.jp/content/000605931.pdf>

② 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について【3/6 付】

→ <https://www.mhlw.go.jp/content/000605425.pdf>

③ 市町村が措置を行う場合における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための対応について【3/6 付】

→ <https://www.mhlw.go.jp/content/000605422.pdf>

3. 介護サービス事業所等の人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いに関する事項

介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いについては、次の事務連絡を参照してください。

① 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）【3/6 付】

→ <https://www.mhlw.go.jp/content/000605436.pdf>

② 新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求（3月提出分及び4月提出分）の取扱いについて（依頼）【3/5 付】

→ <https://www.mhlw.go.jp/content/000605930.pdf>

③ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）【2/28 付】

→ <https://www.mhlw.go.jp/content/000601692.pdf>

④ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）【2/24 付】

→ <https://www.mhlw.go.jp/content/000601693.pdf>

⑤ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて【2/17 付】

→ <https://www.mhlw.go.jp/content/000601694.pdf>

上記以外の情報につきましては、厚生労働省ホームページ（下記URL）をご参照いただきますようお願い致します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センター 311
TEL 06-6765-3611 FAX 06-6765-3612